



ヤード環境対策における取組の基本的方向性

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和 7 年 1 月 15 日



1. 現行の届出制度が十分に機能しているか。

関係者の意見を踏まえた現状と課題

自治体の意見

● 許可制導入に関する意見：再生資源物保管等事業場数が多い又は支障発生把握自治体等

- ① 届出制のままでは事業者への指導に限界があるため、許可制とすることで、権限を強化し実効性を高める必要がある。また、許可制の方が手続のハードルが高く、不適正な事業者は参入できない。不適正な保管・処理等を抑止するとともに、不適正業者・悪質業者を排除する必要がある。
- ② 再生資源物も生活環境保全上の支障が生じるおそれがある点について、廃棄物と同様である。
- ③ 届出制よりも罰則を強化すべきである。

● 届出制継続に関する意見：再生資源物保管等事業場数が少ない自治体等

- ① 対象品目を拡大すれば、届出制度であっても十分な指導が可能である。許可制度は過剰規制になるため、まずは従来の届出制度により事業者の情報を収集し、指導を可能にすべき。
- ② 廃棄物処理法で廃棄物ではない有価物を規制する以上、許可制は過度な規制となる。
- ③ 担当職員が限られている中で、負担の大きい許可事務の新規追加は望ましくない。

● 新たな法規制に関する意見：再生資源物保管等事業場数を把握していない自治体等

- ① 廃棄物処理法で有価物である再生資源物を規制することは、法目的からしてなじまない。
- ② 個別物品であれば有害性は低いが、大量に分別保管する過程で環境負荷が生じる物に対しては、廃棄物処理法とは異なる法律又は新たな法律により環境対策を講じる必要がある。
- ③ 有害使用済機器も含めて、資源循環促進のためにヤード対策を含めた別の法体系が必要である。

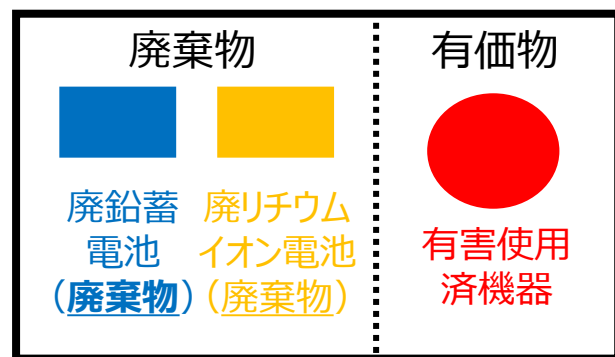
事業者団体の意見

- ① 現行の届出義務違反の罰則は30万円以下の罰金であり、「違反しても罰金を払えば良い」と考える事業者に対して実効性が期待できない。届出制度が十分に機能していない可能性がある。

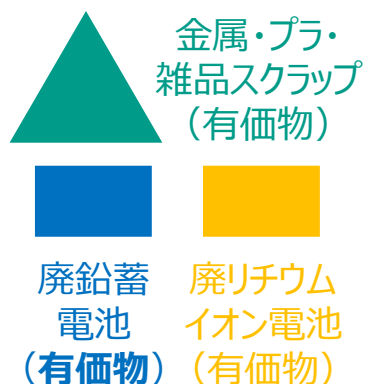
見直しの方向性

- ①「廃鉛蓄電池等の有害性の高い物」、「有害使用済機器」、「金属スクラップや廃プラスチック、その混合物を含む雑品スクラップ等」について、**有害性等の生活環境保全上の観点から規制**を検討してはどうか。
- ②例えば、「廃鉛蓄電池等の有害性の高い物」の保管・処理については、その**有害性の高さに着目した規制**を検討してはどうか。
- ③「金属スクラップや廃プラスチック、その混合物を含む雑品スクラップ等」の保管・処理については、そのものの自体の有害性は低いものの、保管・処理される過程で騒音、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じる可能性があるため、**性状に応じた規制を検討**してはどうか。
- ④既存の有害使用済機器の中でも**有害性の低い物は雑品スクラップ等と同様に扱って**はどうか。

➤ 現行制度の枠組

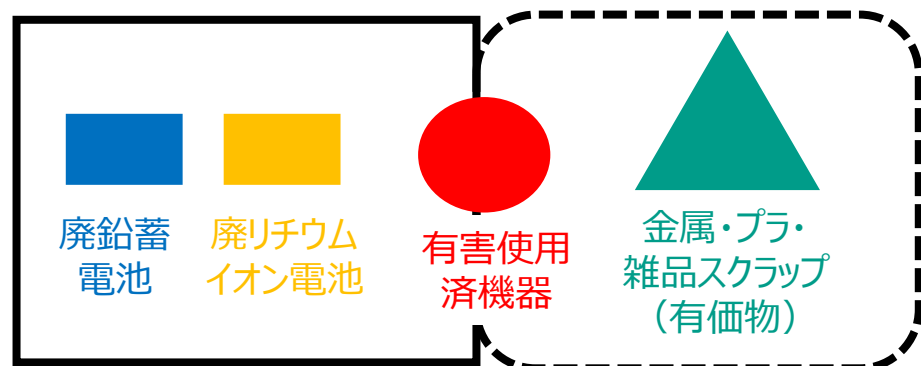


廃棄物処理法の規制範囲



規制対象範囲外

➤ 見直し後の枠組 (案)



有害性の高い物の規制範囲 有害性の低い物の規制範囲

2. 有害使用済機器の範囲は十分か。

関係者の意見を踏まえた現状と課題

自治体の意見

- ① 対象品目を指定する制度では抜け穴が多い。電子部品を含む機械全てに規制をかける等、包括的に規制をかけるべきである。対象品目を拡大することで、不適正現場の実態把握や指導につながる。
- ② 有害使用済機器のみを取り扱うヤードはなく、雑品スクラップとの混載物が保管・処理されているため対象品目を限定した指導では限界がある。
- ③ 業務用、家庭用家電が外観上又は性状が似た製品が多いため、区別を付けずに規制すべきである。
- ④ 有害使用済機器に限らず、生活環境保全上の支障が生じるおそれのある物は、規制（届出）をかけていくべきである。

➤ 再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、廃鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、廃リチウムイオン電池、ゴム製品と多種多様な物品が保管等されている。【実態調査の結果】

事業者団体の意見

- ① 家電リサイクル法の対象機器のほかに、金属、プラスチック、アルミニウム等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制範囲を広げる必要がある。
- ② 例えば、廃鉛蓄電池が有害使用済機器として指定されたとしても、破碎された状態の物（巣鉛）が流通してしまうと、規制できないことを懸念している。鉛蓄電池の解体物も規制をかける必要がある。

- ① 金属スクラップや廃プラスチック、その混合物を含む雑品スクラップ等は、そのものの自体の有害性は低いものの、保管・処理される過程で環境負荷が生じる可能性がある。このような再生資源物の規制対象について、環境負荷を生じさせるおそれがある物品の個別指定は困難であるため、機器に限定しない包括規制としてはどうか。
- ② 環境対策とともに、事業場での搬入・搬出管理の指導が徹底できる制度を導入し、さらに、地域の実情に応じた規制を可能とするために、柔軟な制度設計を考えてはどうか。

3. 廃鉛蓄電池等の解体に伴う生活環境保全上の配慮は十分か。

関係者の意見を踏まえた現状と課題

自治体の意見

- 廃鉛蓄電池の解体・精錬に伴う生活環境保全上の支障事例
 - ① 鉛蓄電池の解体によって生じた廃液が場外に流出し、排水から環境基準を超える鉛が検出された。また、周辺水路の水質悪化や処理汚水の流出が認められた。
 - ② 精錬時の悪臭や処理水基準（鉛）の超過が認められた。
- 廃鉛蓄電池の解体・精錬に伴う処理上の問題点
 - ① 保管について、屋外の雨ざらしになっているため、万が一漏洩が発生した場合、土壌汚染の危険性が高い。
 - ② 有価物ではない廃棄物であった場合には、特別管理産業廃棄物を含むため、生活環境保全上の懸念が生じるおそれがある。
- 廃リチウムイオン電池の処理に伴う生活環境保全上の支障事例
 - ① 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在し、重機によりぞんざいに扱われることが多い実態がある。その結果、廃リチウムイオン電池が破損し、発火につながる可能性がある。

事業者団体の意見

- ① 不適正ヤード業者にて、環境汚染を防ぐための適正な措置が講じられないまま、廃鉛蓄電池が集荷、解体処理されていることが多い。解体処理による希硫酸等の流出で周辺に生活環境保全上の支障を引き起こしている可能性がある。
- ② 保管だけでなく、破碎等の処理についての規制が必要であり、破碎品（巢鉛）の取扱いについて、現行の家電スクラップを前提にした保管・処分基準だけでは内容的に不十分である。
- ③ 廃リチウムイオン電池を失活させるために「塩水処理」が必要だが、不適正なヤードでは、その廃液を適切に処理できるような設備が完備されておらず、未処理のまま流してしまっていることが危惧される。

- ① 特別管理産業廃棄物並みの扱いが必要なものがあるので、有害性の高い機器についてはその処理を行うことができる能力や施設を有することができるか、あらかじめ審査してはどうか。
- ② 基準を設けて審査を行い、審査をクリアした者のみ業務を行えるような仕組みとし、適正な取扱いを確保してはどうか。
- ③ 審査基準としては、能力及び施設の基準を定めるほか、特別管理産業廃棄物管理責任者のように管理者の配置を義務付けることで、適正処理を担保してはどうか。

➤ 審査内容のイメージ

- 能力基準
- 施設基準
- 処理基準



廃鉛蓄電池等を保管・処理する事業場



事業者の把握



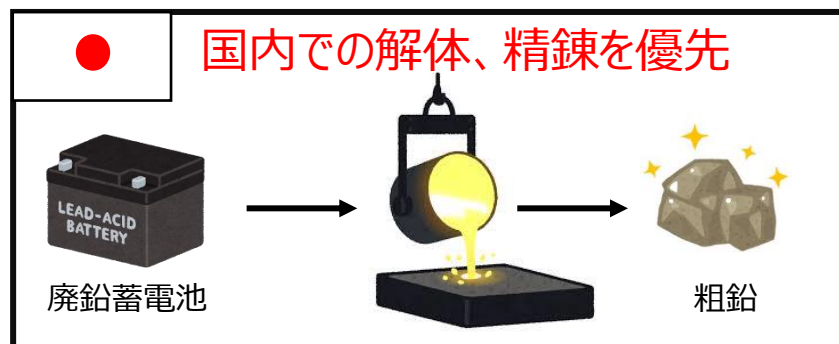
4. 不適正輸出を防ぐ仕組みとして更なる検討が必要か。

関係者の意見を踏まえた現状と課題・見直しの方向性

現状・課題のまとめ

- ① 廃鉛蓄電池が不適正に解体され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出事例がある。
- ② 廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛等を、バーゼル法に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されている。
- ③ 現行のバーゼル法や外為法では未遂罪や予備罪がないため、廃鉛蓄電池や巢鉛の違法輸出を防止する上での実効性のある法的措置が必要である。

- ① 国内処理の原則を有害性の高い物品（廃鉛蓄電池や廃リチウムイオン電池等）にも適用し、国内で生じた有害性の高い物品は、環境対策が確実に行われる国内での解体を優先する制度を検討してはどうか。
- ② 廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛・粗鉛及び廃リチウムイオン電池から取り出されたコバルト・ニッケルに係る処理要件を定めてはどうか。
- ③ 廃棄物処理法に有害性の高い物品の不適正輸出に関する予備罪や未遂罪を検討してはどうか。



➤ 不適正事業場からの不適正輸出の防止策

